



第3期 宍粟市 子ども・子育て支援 事業計画

〈概要版〉

令和7年度～令和11年度



令和7年3月発行
発行者：宍粟市
編集：子育て支援課



◆計画策定の背景と趣旨

少子化や核家族化、ライフスタイルや価値観の多様化などの社会的背景によって、子どもや子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。

社会環境が急速に変化するなか、子どもや子育て世帯は、共働き世帯の増加による低年齢児からの保育ニーズの増大、地域のつながりの希薄化等による子どもや保護者の孤立、ひとり親での子育てや経済的課題等から育児不安を抱える保護者の増加など、さまざまな課題に直面しています。

宍粟市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、「宍粟市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境の整備に努めてきました。令和6年度に第2期計画の最終年度を迎えるにあたり、子どもや子育て支援に向けた取組をさらに効果的にかつ総合的に推進するため、「第3期宍粟市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

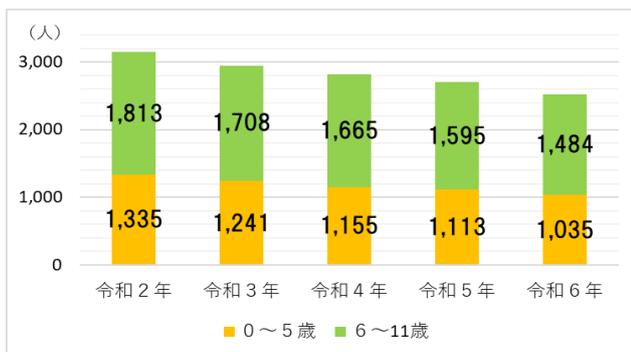
◆計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。計画の実施状況は毎年確認を行い、中間年である令和9年度には計画の一部見直しを行います。

◆宍粟市の子ども・子育ての現状

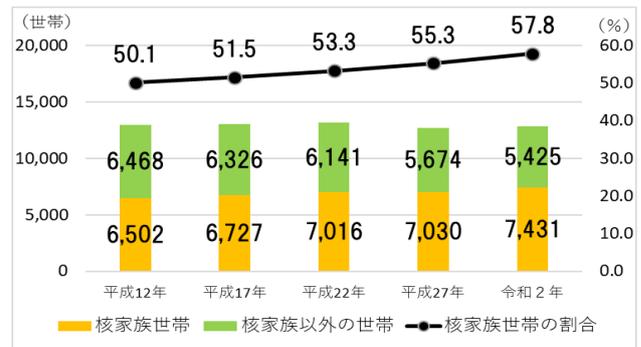
少子化の進行（住民基本台帳）

近年の急速な少子化の進行により、12歳未満人口は減少傾向にあります。



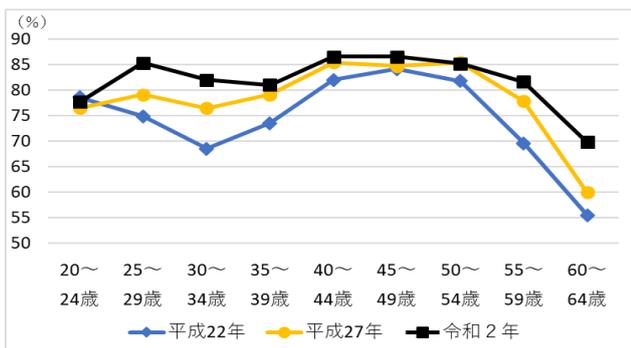
核家族化の進行（国勢調査）

一般世帯に占める核家族世帯の割合が増加しています。



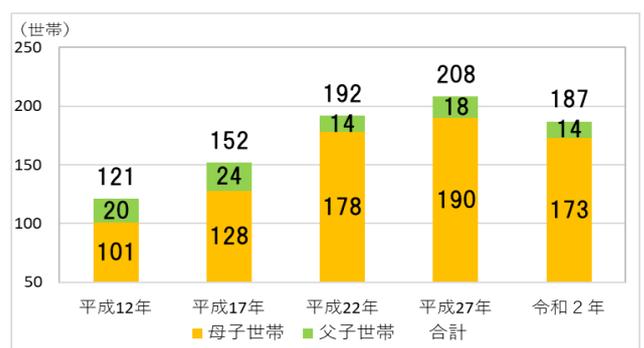
女性の労働力率の上昇（国勢調査）

働く女性の割合が25歳以上の各年代で上昇しています。



ひとり親世帯の推移（国勢調査）

ひとり親と20歳未満の子どものみで構成される世帯の数は横ばいで推移しています。





基本理念	基本目標	基本施策	個別施策
つながり はぐくみ 子どもが輝くまち	子どもの成長を支える基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆就学前教育・保育の充実 ◆多様な保育サービスの充実 ◆実費徴収に係る補足給付 ◆多様な事業者の参入促進・能力活用 	<ul style="list-style-type: none"> ① 幼稚園・保育所・こども園・地域型保育 ② 時間外保育事業（延長保育事業） ③ 放課後児童健全育成事業（学童保育事業） ④ 一時預かり事業 ⑤（新）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ⑥ 病児・病後児保育事業 ⑦ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑧ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
	安心して子どもを産み育てる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆子ども・保護者・関係機関の連携 ◆赤ちゃんの健やかな成長と安心な妊娠・出産の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 利用者支援事業 ⑩ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導） ⑪ 妊婦健康診査事業 ⑫（新）妊婦等包括相談支援事業 ⑬（新）産後ケア事業
	子育て環境をみんなで支える体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆社会的支援が必要な子ども・家庭への支援 ◆地域ぐるみの子育て支援 	<ul style="list-style-type: none"> ⑭ 子育て短期支援事業 ⑮ 養育支援訪問事業 ⑯（新）子育て世帯訪問支援事業 ⑰（新）児童育成支援拠点事業 ⑱（新）親子関係形成支援事業 ⑲ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業） ⑳ ファミリー・サポート・センター事業（就学児）
	健やかな子どもをはぐくむ環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆就学前教育・保育の環境整備 ◆放課後児童対策の推進 ◆特別な配慮が必要な子どもへの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ① 質の高い教育・保育環境の整備 ② 質の高い教育・保育の提供に向けた職員研修の充実 ③ 放課後児童対策の推進 ④ 保育士等の加配による教育・保育の提供体制の整備 ⑤ 外国籍等の子どもやその保護者への支援体制の整備 ⑥ 困難な問題を抱える子どもたちへの支援体制の充実 ⑦ 関係機関の連携による一体的な支援環境の整備
	●こども未来戦略「こども・子育て支援加速化プラン」の推進		
	●子育てDXの推進		



◆共通施策

●こども未来戦略「こども・子育て支援加速化プラン」の推進

国のこども未来戦略「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、国県と一丸となって少子化対策の実現に向けた取組を推進します。

●子育てDXの推進

子育てに関する情報の取得や申請手続きの利便性向上に向け、デジタル化の推進に取り組みます。

◆就学前教育・保育の充実

①幼稚園・保育所・こども園・地域型保育

しそくこども指針に基づいて、年齢に合わせた幼児教育・保育を行います。

待機児童数ゼロの維持・継続をめざし、サービスの提供体制の確保に努めます。

保育の低年齢化が進むなか、0～2歳児の保育ニーズの把握に努め、サービスの提供体制の確保に向けた検討を進めます。

◆多様な保育サービスの充実

②時間外保育事業

保護者の就労形態等の事情で在園児を対象に、保育時間（標準 11 時間、短時間 8 時間）を超え保育する事業です。

保育ニーズを適切に把握し、必要な人員の確保と施設間の連携により提供体制の確保に努めます。

③放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な活動や遊びの場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

必要とする児童が確実に利用することができるよう、引き続き実施場所の検討や支援員の確保に努めるとともに、支援員の育成や保育環境の整備等を推進し、利用する児童が心身ともに健やかに成長できるよう支援します。

④一時預かり事業

家庭において保育を行うことが一時的に困難となった就学前児童について、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

保育士の確保策を検討しながら、保育を必要とする子どもが安心して利用することができるよう、引き続きサービス提供体制の確保に努めます。

⑤乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 【新規】

保育所等を利用していない3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育を実施する事業です。令和8年4月から新たな給付事業として始まります。

実施体制確保に向けて、他市町のモデル事業を参考に事業者等との調整を行うとともに、サービスを提供するうえで必要となる保育人材の確保策についての検討を進めます。

⑥病児・病後児保育事業

児童が病気等により学校園所での集団生活が困難であり、保護者が就労等により家庭での保育ができない場合に、児童を預かり、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

子育てと就労等の両立支援に向け、必要とする児童が利用できるよう、サービスの提供体制の確保に努めます。

◆実費徴収に係る補足給付を行う事業

⑦実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品や文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事の参加に要する費用等を助成する事業です。

必要に応じて、助成を必要とする対象者へ支援を行います。

◆多様な事業者の参入促進・能力活用事業

⑧多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の新規参入を支援するほか、私立こども園における特別な支援を必要とする子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

個々の事業者の状況に応じて支援を行います。

◆子ども、保護者、関係機関の連携

⑨利用者支援事業

子どもまたは保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

妊娠期や子育て中の不安感や悩みの軽減とさまざまな問題を抱えて孤立する家庭を支援するため、母子保健や子どもに関係する部署との連携を図りながら、包括的で切れ目のない支援を推進します。

◆赤ちゃんの健やかな成長と安心な妊娠・出産の支援

⑩乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問（新生児訪問を含む）し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

乳児がいる家庭に保健師等が訪問し、子育て支援情報の提供と養育環境を把握し、必要な支援につなげます。

⑪妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持増進を図り、安心・安全な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。

妊婦の健康管理の充実と経済的不安の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、全世帯に対して妊婦健康診査費用の助成に引き続き取り組みます。

⑫妊婦等包括相談支援事業 【新規】

妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や妊婦等が置かれている環境等の把握を行い、母子保健や子育てに関する情報の提供や相談その他の援助を行う伴走型支援事業です。

妊娠届出時、妊娠8か月前後（面談希望者を対象）、出生後4か月前後の計3回を基本に、出産や育児等の見通しを立てるための面談等を実施するとともに、継続的な情報発信や必要な支援につなぐための伴走型相談支援を実施します。

⑬産後ケア事業 【新規】

出産後1年以内の母子支援として、一定期間、医療機関等において、宿泊や通所、助産師等の訪問により、母体の休養と体力の回復、母体や乳児のケアを実施する事業です。

支援を必要とするすべての母子が利用できるよう、引き続き実施体制の維持・確保に努めます。

◆社会的支援が必要な子ども・家庭への支援

⑭子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合に、児童養護施設等で一時的に児童を預かり、児童と家庭の福祉の向上を図るための事業です。

支援を必要とする方が確実にサービスを利用できるよう、児童養護施設等の協力機関の確保に努めます。

⑮養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、訪問等により養育に関する指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

乳児家庭全戸訪問やその他の事業で把握した養育支援が特に必要と認められる児童や保護者、妊婦等を対象に、適切な養育が行われるよう、訪問による相談や指導等の支援を実施します。

⑯子育て世帯訪問支援事業 【新規】

虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事や子育て等に対して不安や負担を感じる家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる居宅等にヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を実施する事業です。

現時点において未実施の事業です。早期の実施体制確保に向け支援事業者等との調整を進めます。

⑰児童育成支援拠点事業 【新規】

家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童や家庭の状況に応じて、生活習慣の形成や学習サポート、食事の提供等を行うとともに、関係機関につなぐなどの包括的な支援を提供する事業です。

現時点において未実施の事業です。令和10年度の実施に向け、制度研究や関係機関との調整を進め、拠点施設の整備とサービスの提供体制の確保に努めます。

⑱親子関係形成支援事業 【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者と児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を継続的に実施するとともに、事業への参加を通じて同じ悩みや不安を抱える保護者の相互交流を図ることで、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

現時点において未実施の事業です。親子の参加意識や家庭での実践が重要となることから、ニーズを適切に把握したうえで実施方法を検討します。

◆地域ぐるみの子育て支援

⑲地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

公共施設や保育所等の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場所を提供する事業です。

親同士の交流を促進することで、子育ての不安や悩みを相談できるよう支援を行います。親子が気軽に訪れ、遊びの場として利用できるような環境を整えるとともに、多様な講座や行事の開催に努めます。

また、男性が子育てや家庭生活に関わっていく意識を高めるため、父親を対象とした育児講座を開催するなど、父親同士の交流や子育てに携わる機会の創出に取り組みます。

⑳ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

育児の援助をしたい人（まかせて会員）と、育児の援助をしてほしい人（おねがい会員）の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

サポート体制の維持継続に向け、講習会等を開催し会員の資質の向上に努めるとともに、支援者の確保に向けた取組を推進します。

◆就学前教育・保育の環境整備

① 質の高い教育・保育環境の整備

保育ニーズを適切に把握し、こども園等の維持・運営のあり方について研究を行うとともに、必要に応じて施設の整備や更新等に対する支援を行い、質の高い教育・保育環境の維持に努めます。

また、子どもたちの義務教育への円滑な接続に向け、小学校との連携のもと発達や学びの連続性を意識した取組を推進します。

② 質の高い教育・保育の提供に向けた職員研修の充実

質の高い教育・保育を提供するため、幼稚園・保育所・こども園の園内研修に加えて、教育研修機関等における専門的な研修の機会を確保し、就学前教育・保育の質の向上を図ります。

◆放課後児童対策の推進

③ 放課後児童対策の推進

児童数の多い校区においては、今後も利用希望者の増加が予測されることから、引き続き国の放課後児童対策に関する通知に基づき、余裕教室の活用や支援員の人材確保方策などの検討を行い受入枠の確保に努めます。

◆特別な配慮が必要な子どもへの支援

④ 保育士等の加配による教育・保育の提供体制の整備

子どもの発達や疾病、障がい等の状況に合わせて、特別支援教育・保育会議を開催し、保育士の加配等の必要な支援に努めます。

⑤ 外国籍等の子どもやその保護者への支援体制の整備

外国籍等の子どもやその保護者に対して、保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うなど、子育てに関する支援情報の提供に努めます。

⑥ 困難な問題を抱える子どもたちへの支援体制の充実

子どもの貧困対策として、生活困窮家庭等の子どもを対象とした学習支援の実施や、子ども食堂の運営支援に取り組みます。また、関係機関や地域の協力者と連携し、横断的な支援体制の整備に努めます。

不登校児童への支援として、教育委員会において「不登校児童生徒支援員」の拡充や相談窓口の設置、スクールソーシャルワーカー等の専門家による支援体制の構築等に引き続き取り組むほか、宍粟市内民間施設とも不登校児童生徒個々の支援ニーズについて情報共有をしながら、学校と民間施設との支援の方向を確認しつつ、子どもの居場所の充実に努めます。また、家庭内に問題を抱える児童には、福祉部局と教育部局の連携のもと、子どもや家庭が抱える問題の軽減や解消に向け、子ども・子育て支援サービス等の利用勧奨を行うなど必要な支援につなげます。

児童虐待防止対策として、宍粟市要保護児童対策地域協議会を活用して情報共有と構成機関の連携による支援に努めます。母子手帳交付時の面談や赤ちゃん訪問事業、医療機関との連携により、児童虐待の早期発見・早期支援に努めます。

ヤングケアラー支援として、学校等と連携し実態把握に努めるとともに、子どもや子どもに関わるすべての人へのヤングケアラーの定義の周知に努め、理解を深めるための取組を推進します。また、関係機関との連携のもと相談体制の充実に努め、子育て世帯訪問支援事業の活用等の支援方策を検討します。

⑦ 関係機関の連携による一体的な支援環境の整備

さまざまな支援を必要とする子どもや子育て世帯が、家庭や地域で安心して生活できるよう、教育・保育・福祉の関係機関が連携して、子どもの発達やそれぞれの実情に応じた支援が一体的に受けられる環境整備に努めます。

サービスの提供計画



子ども・子育て支援事業計画においては、各年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と提供体制の「確保の内容」及びその「実施時期」について定めることとされています。

なお、「量の見込み」とはアンケート調査や過去の利用状況から算出したニーズ量であり、「確保の内容」とはサービスの提供可能数量（計画数量）となります。

◆確保の内容(計画数量)

教育・保育施設	単位	R7	R8	R9	R10	R11
1号認定(3~5歳児幼稚園部分)	人	168 (95)	182 (96)	182 (88)	182 (83)	182 (74)
2号認定(3~5歳児保育所部分)		544 (453)	499 (438)	499 (401)	499 (380)	499 (338)
3号認定(0歳児)		66 (66)	61 (61)	61 (56)	61 (52)	61 (47)
3号認定(1・2歳児)		274 (267)	262 (233)	262 (228)	262 (213)	262 (197)

地域子ども・子育て支援事業	単位	R7	R8	R9	R10	R11	
時間外保育事業	人	70 (70)	65 (65)	61 (61)	57 (57)	52 (52)	
放課後児童健全育成事業	1年生	人	118 (118)	106 (106)	96 (96)	89 (89)	96 (96)
	2年生	人	112 (112)	117 (117)	106 (106)	97 (97)	89 (89)
	3年生	人	124 (124)	113 (113)	118 (118)	106 (106)	97 (97)
	4年生	人	29 (29)	25 (25)	23 (23)	24 (24)	21 (21)
	5年生	人	29 (29)	29 (29)	25 (25)	23 (23)	24 (24)
	6年生	人	28 (28)	29 (29)	29 (29)	24 (24)	23 (23)
一時預かり事業	幼稚園型	延人数	2106 (2106)	2034 (2034)	1865 (1865)	1764 (1764)	1572 (1572)
	それ以外	延人数	374 (374)	349 (349)	327 (327)	306 (306)	277 (277)
乳児等通園支援事業	定員数	-	3 (3)	3 (3)	4 (4)	4 (4)	
病児・病後児保育事業	延人数	400 (400)	421 (421)	439 (439)	456 (456)	450 (450)	
利用者支援事業	類型	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	
乳児家庭全戸訪問事業	人	140 (140)	130 (130)	121 (121)	111 (111)	101 (101)	
妊婦健康診査事業	延回数	1536 (1536)	1462 (1462)	1352 (1352)	1241 (1241)	1130 (1130)	
妊婦等包括相談支援事業	面談数	269 (269)	250 (250)	231 (231)	212 (212)	193 (193)	
産後ケア事業	件	16 (16)	16 (16)	16 (16)	16 (16)	16 (16)	
子育て短期支援事業	延人数	7 (7)	7 (7)	7 (7)	7 (7)	7 (7)	
養育支援訪問事業	人	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	
子育て世帯訪問支援事業	延人数	32 (32)	32 (32)	32 (32)	32 (32)	32 (32)	
児童育成支援拠点事業	人	0 (30)	0 (30)	0 (30)	30 (30)	30 (30)	
親子関係形成支援事業	人	0 (3)	0 (3)	0 (3)	0 (3)	3 (3)	
地域子育て支援拠点事業	延組数	507 (507)	454 (454)	438 (438)	406 (406)	374 (374)	
ファミリー・サポート・センター事業	延人数	475 (475)	455 (455)	426 (426)	392 (392)	375 (375)	

※表中()書きは、量の見込み